

第4章 学生生活編

授業料

○ 授業料の納付

学生は、下記により授業料を納付してください。

納付が遅れると督促等を行います。

督促等があっても納付されないときは除籍になりますの

で、期限を守って納付するよう注意してください。

区 分	授業料	納付期限
2020年度	前期	267,900 円 4月 30 日まで
	後期	267,900 円 10月 31 日まで
	年額	535,800 円

(注) 1 授業料は、納入通知書により、公立大学法人指定の金融機関に納付してください。

なお、納入通知書は年度初めに前期分、後期分及び通年分を併せて学資負担者へ郵送します。

2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料を適用することとなります。

○ 授業料の減免

本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象機関に認定されており、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づいて授業料の減免を行います。

「高等教育の修学支援新制度」については、文部科学省のウェブサイトには詳細が掲載されていますので、対象者等の情報は次のリンクから確認してください。

【学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度：文部科学省】

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

この制度による授業料減免を受けようとする場合は、前期・後期ごとに所定の申請書を提出する等の手続きが必要です。手続きについては別に案内します。

外国人留学生や大学院生は、この制度による授業料減免の対象になりませんが、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合には、本学独自の制度による授業料減免を受けることができます。本学独自の制度による授業料減免を受けようとする場合は、前期・後期ごとに所定の申請書を提出する等の手続きが必要です。手続きについては、学期初めに掲示等により案内します。

また、前期分の授業料減免申請時には、説明会を実施していますので、講義棟掲示板をよく確認して必ず出席してください。

なお、申請書提出期限を過ぎた場合は、受付できないので十分余裕を持って申請してください。

《2020年度授業料減免申請期間》

区 分	申 請 期 間
前 期	2020年 4月初旬～ 4月30日
後 期	2020年10月初旬～10月30日

※ 申請期間を過ぎての申請は受付できません。

○ 授業料の徴収猶予

経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難な場合は、前期・後期ごとにその納付期限前に授業料徴収猶予申請書等を提出して、授業料の納付の猶予を受けることができます。

特待生制度

○ 特待生制度とは

成績優秀で、かつ他の学生の模範となる学生に対して奨学金を給付する制度です。

人数は、各年次、国際学部は3名以内、情報科学部は5名以内、芸術学部は2名以内です。

大学が特待生を選出するので、申請等の手続きは必要ありません。

奨学金給付額は、1人当たり年額200,000円です。

○ 給付対象者

次の要件をすべて満たす2年次以上の学部学生。

ただし、卒業論文等登録条件を満たさなかった者、進級できなかった者は対象外となります。

- ① 前年度において休学していない者
- ② 前年度において履修登録した科目の成績評価（卒業要件科目のみ。）に「不可」又は「欠席」がない者
- ③ 懲戒の処分を受けたことがない者

○ 成績基準

選考する学年次の前年度の成績により、成績優秀者を特待生として選考します。ただし、取得した単位数の合計が一定の基準を満たしていない場合は候補者としません。

（具体的には、修得した単位数の合計（自由科目の単位を含まない。）が、1年次にあっては36単位、2年次にあっては30単位、国際学部及び情報科学部の3年次にあっては25単位、芸術学部の3年次にあっては18単位を満たしていない場合は、候補者としません。）

学生表彰制度

- 学生表彰制度について
広島市立大学では、
 - ・学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
 - ・課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
 - ・社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるものなど活躍した学生や学生団体に対して、学生表彰(学長賞・学長奨励賞・学生顕彰)を行っています。
表彰の決定は、学生または教職員からの推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が行います。
推薦は公募し、ウェブサイトにより周知します。

奨学金

- 奨学金【日本学生支援機構の奨学金】
日本学生支援機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。
- 1 出願資格
大学及び大学院生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により著しく就学困難と認められる者。
- 2 奨学金の種別等
奨学金の種別には給付型奨学金と貸与型奨学金〔第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)〕があります。給付及び貸与月額については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。
- 3 申請時期等
奨学金を希望する学生に対して、毎年、4月初旬に説明会を実施していますので、講義棟掲示板をよく確認して必ず出席してください。説明会にて申請書類を配布します。
説明会后、希望者は、申請書類を所定の期日までに学生支援グループへ提出し、提示されるパスワードによりインターネットで申請手続きを完了してください。
※ 原則、申請募集時期は4月のみですが、臨時募集を行う場合がありますので、掲示板を見るようにしてください。また、家計の急変(主たる家計支持者が失業、破産、

事故、病気、死亡等又は震災、風水害等の災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時募集を行っていますので、希望者は、学生支援グループへ問い合わせてください。

4 奨学金の交付

日本学生支援機構の奨学生は、毎年、スカラネット・パーソナルから奨学金継続願を提出する必要があります。(12月に説明会を開催します。)提出を怠ると奨学金の給付・貸与が打ち切られますので、注意してください。大学で適格認定を実施し、「継続」と認定した場合に給付・貸与が継続されます。

5 返還の義務

貸与型奨学金は、必ず返還しなければなりません。卒業後の返還を考慮したうえで、貸与月額を選択しましょう。

6 在学届

新入学生で、高等学校又は他大学で過去に日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学生であった者は、本学在学中の返還を猶予してもらうための手続きが必要です。

必ず、入学後速やかにスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出してください。

7 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。

○ 奨学金【地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金】

本学には、日本学生支援機構の奨学金以外に、地方公共団体奨学金及び民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。

募集等の条件は、団体により種々異なり、大学を通して募集するものと、市町村等の奨学制度で直接募集するものがあります。

大学を通して募集があった場合は、その都度掲示によりお知らせしますので、学生支援グループに申し出て出願手続きをとってください。



学生支援室
学生支援グループ

充実した学生生活を送るためには、日頃からの健康管理が大切です。以下、心と身体の健康に関する大学の取組や施設、関連する情報を紹介するので、心身の健康の保持増進に役立ててください。

○ 定期健康診断

学校保健法に基づき、毎年4月(秋入学者は入学時)に全学生を対象に、定期健康診断を実施します。必ず受けてください。

なお、定期健康診断を受けていない学生については、健康診断書(実習・就職用等)の発行ができませんので、注意してください。

また、この健診の結果は約3週間後に各学生にお渡しします。(詳細は掲示でお知らせします。)

○ 心と身体の相談センター：保健室

次のようなときには、保健室を利用してください。

(1) 応急手当が必要なとき

学内において、ケガをしたり、体調が悪くなったりしたときは、来室してください。応急手当をします。(投薬治療等はいりません。)症状によっては専門医の案内や受診の手配をします。ただし、受診費用は自己負担です。

(2) 健康について相談したいとき

身体的な問題の相談に応じます。

また、必要に応じて学校医による健康相談も行っています。(詳細は保健室にお尋ねください。)

(3) 健康チェックをしたいとき

いつでも、血圧測定、体脂肪測定、アルコール体質テスト、視力の測定、尿検査ができます。測定結果をもとに保健指導も行います。積極的に健康チェックをしてください。

(4) 相談室のカウンセリング・サービスを受けたいとき

相談室の申込みは保健室でもできます。相談に申込みをするか迷っているときには遠慮なく保健室にご相談ください。

場所：本部棟1階 保健室
 利用時間：月～金曜日 9：00～18：00
 (休業期間中は9:00～17:00)
 TEL：082-830-1510
 E-mail：hokenshitsu@mhiroshima-cu.ac.jp

※ 心と身体の相談センターについては 116 ページも参照してください。

○ 心と身体の相談センター：相談室(カウンセリング・サービス)

相談室では、皆さんが充実した学生生活を送れるよう、カウンセリングを行っています。学業や将来のこと、友人や恋愛、また、心の悩みなどいろいろな問題について、専門のカウンセラーが相談に応じています。

秘密は守られます。また、希望や必要に応じて他の専門機関も紹介します。

相談は1人でもグループでも構いません。また、性格テストや適性検査もあります。気軽に利用してください。

なお、原則として月1回、精神科医に相談できる機会も設けています。(原則第3火曜日 13：45～14：45)

《利用のしかた》

原則として予約制(時間の確保とプライバシーの保護のため)です。事前に申し込んでください。

申込み方法：

① E-mail で申し込む

soudanshitsu@mhiroshima-cu.ac.jp

② 相談室前のポストに申込用紙を投函する

(申込用紙はポストの前にあります)

③ 保健室で申し込む

直接来室または TEL 082-830-1510

〔 場所：本部棟1階 相談室
 利用時間：月～金曜日 10：00～18：00 〕

○ 学生教育研究災害傷害保険

後援会に加入した人は、自動的に学生教育研究災害傷害保険(通称「学研災」)の加入者になります。

授業中や学校行事への参加中、課外活動中等に怪我をした場合には、その状況に応じて学研災から保険金が支払われますので、必ず学生支援グループ(本部棟1階)に申し出てください。

○ 学生生活に関する配慮希望の申請

心身に障害があるなどの理由で、授業の履修や大学生活において合理的な配慮の提供を希望する人は、教員や職員に相談をして「学生生活に関する配慮希望申請書」を提出してください。



心と身体の相談センター
 保健室・相談室

○ スポーツ相談

スポーツ施設エリアにおいて、学生がより楽しくスポーツに親しむことができるように、体育教員がトレーニングについてのアドバイスをを行います。

場所：体育教員研究室 山口（720）

利用方法：要事前連絡

Tel：内線 3720（山口）

○ 遠隔地被保険者証

医療機関で診察を受ける場合、健康保険証を所持していなければ、保険医療を受けることができません。自宅を離れて下宿・アパート生活をしている学生は、「加入者被扶養者証・遠隔地被保険者証」が必要になります。

遠隔地被保険者証の交付を受けるには、扶養者（父母等）が健康保険が共済組合等に加入しているときは当該の組合事務所などに、国民健康保険に加入しているときは所在地の市区町村役場に、在学証明書を添えて申請してください。（他の書類が必要な場合もあるので提出先で確認してください。）

○ AED(自動体外式除細動器)の設置

AEDはAutomated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器といい本学は8台設置しています。（本部棟1F、図書館・語学センター1F、講義棟2F、情報科学部棟5F、芸術学部棟5F、体育館入口、トラック&フィールド、学生寮）

健康な人の突然死の多くは、心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブル震えていて、血液を全身に送ることができない状態）が原因です。心室細動の治療には電気ショックが不可欠です。また、心室細動を起こして1分を経過するごとに約10%致死率が低下します。

AEDは初めての人でも安全にかつ簡単に使えるように設計された電気ショックの器械です。大学では定期的に講習会も行っています。

○ ピア・サポーター

学生生活上のちょっとした困り事や心配事の相談に応じたり、手助けを行ったりするピア・サポーター（学生ボランティア）が活動しています。

図書館1階に「りっすんポスト」（投票箱）を設置していますので、気軽に相談してください。

ピア・サポーターになりたい人の募集もしています。



○ 学生による急病・事故等の連絡体制

学内外で急病・事故等に遭遇したときは、次のように連絡をお願いします。

1 学内で急病・事故等に遭遇したとき

本人又は発見者

通報



(1) 救急車（Tel 119）

(2) 保健室

Tel 082-830-1510
平日 9:00~18:00

(3) 学生支援グループ

Tel 082-830-1522
平日 8:30~18:00

(4) 守衛室

Tel 082-830-1500
休日・夜間・早朝
つながらない場合は 090-8716-0110

2 学外で急病・事故等に遭遇したとき

急病人、被事故者が本学学生の場合は、救急車、病院又は家族等に連絡するとともに、必ず大学（学生支援グループ又は守衛室（夜間・休日））にも連絡をしてください。状況に応じて臨機応変に対応してください。

(1) 学生支援グループ

Tel 082-830-1522
平日 8:30~18:00

(2) 守衛室

Tel 082-830-1500
休日・夜間・早朝
つながらない場合は 090-8716-0110



学生支援室
学生支援グループ

学校における感染症予防について

学校は、感染症が流行しやすい集団生活の場です。そのため「学校保健安全法」により「学校において予防すべき感染症」が指定されています。

よって学生が別表（次頁参照）に定める感染症にかかった場合は、医師の診断に基づき登校停止（この間の授業は出席扱い）とします。

登校停止の期間は、別表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、その治癒証明書（又は診断書）に基づき処置します。

《感染症にかかった場合の対応》

寒気や高熱などで通学ができない状態



病院に行きましょう



診断の結果<別表>の感染症とわかったら…



- 1 医師に治癒したと診断されるまで登校停止（この間の授業は出席扱い）です。
- 2 教務・研究支援室教務グループ（又は保健室）とチューター（指導教員、担任）に、学校感染症のため欠席する旨を電話等で連絡します。
- 3 治癒して通学可能になったら速やかに治癒証明書（注）（又は診断書）を教務・研究支援室教務グループに持参するとともに、チューター（指導教員、担任）と欠席した授業担当教員に提示してください。

（注）治癒証明書の発行は医療機関により有料の場合があります。

<治癒証明書（又は診断書）に記載していただく内容>

- ・病名 ・感染症にかかった期間（いつからいつまでかかったか）
- ・主治医名

<別表>

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

種類	対象疾病
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS（マーズ）コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 ※症状の程度により、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症も含まれる場合がある。

出席（登校）停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

○第一種の感染症・・・完全に治癒するまで

○第二種の感染症

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

*病状により医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

○第三種の感染症・・・病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

学生食堂・売店「いちいち」・銀行ATM等

- 学生食堂
 - 場所 : 学生会館1階
 - 営業時間 : 11:00~14:00 (土・日曜日・休日は休み)
 - 14:00~19:00 は学生の皆さんのために開放していますので利用してください。

- 喫茶
 - 場所 : 学生会館1階
 - 営業時間 : 8:00~19:00 (土・日曜日・休日は休み)

- 売店「いちいち」
 - コンビニ(生活彩家) [紀伊國屋書店]
 - 場所 : 学生会館2階
 - 営業時間 : 8:00~19:00 (土・日曜日・休日は休み)
 - (内容: 文房具、弁当、生活用品、書籍等)
 - 画材店 [ピカソ画房]
 - 場所 : 学生会館2階
 - 営業時間 : 8:45~18:00 (土・日曜日・休日は休み)
 - (内容: 画材)

- 銀行ATM(現金自動預け払い機)
 - 場所 : 学生会館2階
 - ゆうちょ銀行 取扱時間 9:00~17:30
(土・日曜日・休日は休み)
 - 広島銀行 取扱時間 9:00~18:00
(土・日曜日・休日は休み)
 - 〔取扱金融機関…広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫
ただし、もみじ銀行、広島信用金庫は、払出のみ。〕

- 自動販売機コーナー
 - 場所 : 学生会館1階及び2階、情報科学部棟2階、講義棟2階、芸術学部棟2階、本部棟1階、附属図書館入口、情報科学部棟別館1階、体育館入口、第3工房棟外部

※ 営業時間は、変更される場合がありますので注意してください。また、休業期間中の営業については、その都度掲示します。

学内施設等の使用

- 集会室
 - 講義棟101講義室、103講義室を集会室として学生の皆さんに提供しています。(事前の申請が必要です。)
 - また、試験期間1週間前~試験期間中は自習室として開放します。

- 個人ロッカー
 - 各学部個人ロッカーを設置しています。この個人ロッカーを無料で貸し出しますので、使用者は次のことに注意し、各自が責任を持って管理してください。
 - 財布、学生証等の貴重品は必ず身に付け、ロッカーには入れないこと。
 - 鍵は頑丈なもの(シリンダー錠など)とし、確実に施錠しておくこと。(大学側からは、ロッカー・キーの提供は行いません。)
 - 使用しなくなったときは、ロッカー内の私物を持ち帰ること。なお、ロッカー内に残っている私物は「ごみ」として廃棄しますので注意してください。
 - 詳しくは、学生支援室学生支援グループにお問い合わせください。

- ピアノの利用
 - 講堂大ホールにあるグランドピアノを利用することができます。利用するにあたっては事前に登録が必要です。
 - 詳しくは、学生支援室学生支援グループにお問い合わせください。

- 美術館キャンパスメンバーズ
 - 広島県立美術館及びひろしま美術館のキャンパスメンバーズに年間利用登録をしています。入館する際、学生証を提示すると、原則常設展・特別展が無料で観覧できます。



学生支援室
学生支援グループ

学内で自習できる場所

場所・パソコン台数等	利用できる主なソフト
情報処理センター棟 情報処理演習室 301(3F) 80台 ※ゼロクライアント端末 OS: Windows 10 Linux (Windows にログイン後、接続)	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word2019, Excel2019, PowerPoint2019, Access2019) MATLAB R2019a
情報処理センター棟 情報処理実習室 401(4F) 80台 501(5F) 80台 ※ゼロクライアント端末 貸出用ノートパソコン 10台 ※シンクライアント端末 ※利用方法は下記の「貸出パソコンの利用について」を参照 ※4F ロビー自習スペースでも利用可 OS: Windows 10 Linux (Windows にログイン後、接続)	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word2019, Excel2019, PowerPoint2019, Access2019) Adobe Creative Cloud 2018 Photoshop CC Extended, Illustrator CC, Acrobat CC, InDesign CC, Dreamweaver CC, Extend Script Toolkit CC, Media Encoder CC, Fireworks CS6, Extension Manager CC Shade 3D Standard ※Adobe Creative Cloud 2018、Shade は 情報処理センター4F 実習室のみ利用可能 また、同時利用は50台まで
語学センター 403A 67台 403B 67台 404A 48台 404B 32台 408 36台 自習室 80台 共同研究室 16台 グループ学習室1 12台 グループ学習室2 12台 ランゲージラウンジ 6台 (iPad) OS: Windows 10	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word2019, Excel2019, PowerPoint2019, Access2019) eCALL ソフトレコーダ *自習室と一部教室 WinDVD BD (DVD・ブルーレイ視聴) *自習室と一部教室 ※自習室以外の教室は、授業外の空き時間に使用が可能。(自習室 カウンターで申し込んでください。) ※自習室で情報処理センター5F 実習室と同じ仮想デスクトップ 環境の利用はできないので、注意してください。(ファイル保存 をする個人フォルダは使用できません。) ※プリントは、一人一年間モノクロ300枚、カラー20枚まで。 (情報処理センター・図書館とは別カウント。カラープリント は白黒5枚分として換算します。)
図書館 デスクトップ型パソコン 10台 ※ゼロクライアント端末 貸出用ノートパソコン 40台 ※シンクライアント端末 ※利用方法は下記の「貸出パソコンの利用について」を参照 OS: Windows 10 Linux (Windows にログイン後、接続)	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word2019, Excel2019, PowerPoint2019, Access2019) MATLAB R2019a ※情報処理センター5F 実習室と同じ仮想デスクトップ環境を 利用可能

※ 実習室は授業で使用している場合があります。各施設の案内等に従って利用しましょう。

〔無線 LAN を利用して自習できる場所 (持ち込み端末利用可能)〕

中庭、学生会館 (食堂、2F)、図書館、各学部棟 2・3 階ロビー、情報処理センター実習室、語学センター (ランゲージラウンジほか)

利用方法 <http://www.ipc.hiroshima-cu.ac.jp/Private/doc/mochikomi/>

※ 場所によって利用できる時間帯が異なります。

無線 LAN を利用するためには利用者認証用のコードが必要になります。

無線 LAN を利用する場合は、学生証を持って情報処理センター事務室へお問い合わせください。

貸出パソコンの利用について

図書館及び情報処理センターでノートパソコンの貸出を行っています。

利用する際は、それぞれの貸出場所に学生証を持参して手続きを行ってください。

※情報処理センター5F 実習室と同じ仮想デスクトップ環境が利用できます。

※貸出手続きは図書館カウンター及び情報処理センター事務室で行います。

※貸出期間は当日の閉館までです。利用後は借りた場所へ返却してください。

※貸出パソコンは学内無線 LAN 提供エリア (右のロゴのある場所) で利用できます。

一部利用できない場所もありますので、詳細は貸出時にお問い合わせください。

学内無線 LAN
提供エリアのロゴ



通学（自動車・バイク）

○ 自動車（二輪車）通学

本学では、十分な駐車スペースを確保できないため、公共交通機関による通学を原則としています。やむを得ず自動車（二輪車を含む。）通学を必要とする場合は、構内駐車（駐輪）許可証交付申請書を提出して、許可を受けなければなりません。

自動車を駐車する場合は次のとおり有料となります。

区分	利用料の額（1台につき）
半期	3,500円
1か月	1,000円

学生が駐車・駐輪する場所は決められているので、他の場所に駐車・駐輪しないでください。

なお、自動車通学する場合は、任意の自動車損害賠償保険に必ず加入してください。加入していない場合は、構内駐車（駐輪）の許可を行いません。

また、大学で4月初旬に実施する「交通安全講習会」を毎年必ず受講してください。未受講者には、構内駐車（駐輪）の許可を行いません。

遺失物・拾得物の取扱い

学内において物品等を拾得したり、紛失したりしたときは、直ちに学生支援室学生支援グループに届け出てください。届けられた拾得物は大学で一定期間保管した後、順次処分をしています。現金等は警察署に届けています。

なお、学生支援室学生支援グループから、電話で連絡する場合がありますので、番号（082-830-1522）を必ず登録しておいてください。

- キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに銀行等へ連絡すること。
- バイクやヘルメットの盗難を防止するため二重ロック等をする事。



学生支援室
学生支援グループ

アパート・アルバイトの紹介

○ アパート・下宿・マンションの紹介

本部棟1階ロビーに住宅情報誌等を設置し、大学生向けのアパート・マンション情報を提供しています。（ただし、斡旋は行っていません。）

家賃は、条件によりさまざまですが、契約に当たっては、部屋の状態、入居条件等を充分確認し、契約書の作成・保管はもとより、後日トラブルの生じないよう注意してください。

入居に当たっては規則を守るとともに、家庭ゴミの分別別搬出や騒音防止など、地域社会のルールを遵守し、規律ある学生生活を送ってください。

○ アルバイトの紹介

本学では、学生の皆さんにアルバイト求人情報を提供しています。（講義棟2階ロビー掲示板及び学生支援グループのカウンターに求人票を掲示又はファイルしています。）

学生の皆さんにとって最も大切なことは学業ですから、無計画なアルバイトを行って、学業成績に悪影響を及ぼすことのないよう、また、健康にも十分気を付けてください。

次の職種等は学生のアルバイトとして不適切なものですから、本学では掲示していません。学生の皆さんが情報誌等でアルバイトを探す場合にも参考にしてください。

	具 体 例
危険を伴うもの	1 プレス、ボール盤、施盤・裁断機など自動機械の操作
	2 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む）
	3 自動車、単車の運転を主な業務とするもの
	4 自転車による重量物等の配達
	5 線路内やその近辺、海上、飛行機、交通頻繁な路上及び高速道路での作業（測量、白線引き等、交通整理誘導、路肩清掃、除草）
	6 土木・水道工事等の現場作業、建設中の現場作業・建物倒壊作業
	7 2階以上の高所での屋外作業（ガラス拭き、器具の取り付け等）
	8 警備員（ガードマン・夜警）
体に害	1 農薬、劇薬など有害な薬物の取扱い（メッキ作業・白蟻駆除等）
	2 特に高温、低温の中（冷凍・冷蔵車内）での作業
	3 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業

法令違反	<ol style="list-style-type: none"> 1 出来高払（一定額の賃金の保証のないもの） 2 マルチ、ネズミ講商法に関するもの 3 街頭での無許可のチラシや景品配り、ポスター貼り
教育的見地	<ol style="list-style-type: none"> 1 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査・販売・勧誘 2 競馬場、競輪場等ギャンブル場内での現場作業（場内券券場含む） 3 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業 4 深夜作業（22時以降） 5 労働者派遣事業者からの求人で、就労場所・日・時間が明確でない場合 6 選挙の応援に関する一切の業務
条件不明	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働条件が不明確なもの 2 人員の限定を条件とするもの（例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの）
過大責任	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門に行う集金 2 水泳指導員・監視員、ベビーシッター等（事故があった場合に責任を問われる場合がある） 3 子ども会活動の引率（同上） 4 登校拒否児童等の私塾教師 5 住居の提供を前提とした採用（アルバイトができなくなった場合住めなくなることがある）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 極端な服装、度を越した奇抜な身なりで行動を要求されるもの 2 路上や街頭においての集客行為 3 興信録作成の為の調査 4 電話による勧誘 5 なんらかの権利を得るため席順取りなどで並ぶこと 6 登録制の派遣家庭教師 7 学生として品位を損なう恐れのあるもの 8 本学の判断により好ましくないと認めたもの

アルバイトに従事する学生の皆さんは、広島市立大学の学生であるというプライドをもって行動し、品位や信望を失わないよう努めてください。



※悪質なアルバイトに注意

賃金未払い、長時間勤務の強要といった学生に過酷な労働を強いる悪質なアルバイトが大学生の周りに増加しています。アルバイトを始める前に、以下の7つのポイントを踏まえ、悪質なアルバイトに巻き込まれないようにしましょう。

- ◆アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
 - ◆バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
 - ◆アルバイトでも、残業手当があります！
 - ◆アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！
 - ◆アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます！
 - ◆アルバイトでも、仕事都合の自由な解雇はできません！
 - ◆困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！
- 広島での総合労働相談コーナー（082）221-9296

学生寮について

本学には、学生寮「もみじ」と国際学生寮「さくら」（2018年4月開設）という2つの寮があります。いずれも大学敷地内にあり、隣り合っていますが、設置目的や入寮条件、居室や使用料等が異なります。入居希望者は、入学前の受付期間中に、所定の必要書類を学生支援グループへ提出する必要があります。入寮者の選考は、「もみじ」、「さくら」それぞれの選考基準に基づいて行います。

○学生寮「もみじ」

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学が困難な学生のための寮（近隣区域に自宅がある学生は不可） ・民間アパート等への入居が経済的に困難な学生を優先して入寮許可 ・障害がある等特別の事情がある学生については、自宅の所在地や経済状況にかかわらず入寮許可
居室等	<ul style="list-style-type: none"> ・約6畳の個室（ベッド、机・椅子、戸棚） ・共同施設（トイレ、洗面所、補食室（キッチン）、浴室、洗濯室、シャワー室、集会室等） <p>建築年：1994年 管理人：1名以上常駐（住込勤務）</p>
収容定員	96人 【内訳】 男子48人、女子48人（留学生含む。）
入寮期間	入寮時から2年間
使用料	月額5,900円（光熱水費等は別途実費を徴収） （共益費年額1,000円）
食事	食事は付いていません。 補食室での簡単な調理が可能です。
門限	24時



○国際学生寮「さくら」

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 日本人学生と外国人留学生とが共同生活を行うことで、対人関係の構築や多様性を受入れ共感する力に優れたタフでグローバルな視野を持つ人材を育成する寮 国際交流や留学生との共同生活に対する関心・意欲の高い学生に入寮許可（自宅の所在地や経済状況は問わない）
居室等	<ul style="list-style-type: none"> 6人定員のユニットで日本人学生と外国人留学生とが共同生活 ユニットは約7.5㎡の個室（ベッド、机・椅子、戸棚）と約45㎡の共用部分（ラウンジ、シャワー、トイレ、洗面所、洗濯機、キッチン）で構成 建築年：2018年 管理人：1名常駐（2名の交替勤務）
収容定員	96人 【内訳】 日本人学生48人、外国人留学生48人
入寮期間	<ul style="list-style-type: none"> 日本人学生：入寮時から1年間 外国人留学生：入寮時から2年間 ※役職寮生になった場合は1年間延長あり
使用料	月額2万円（光熱水費等は別途実費を徴収） （共益費年額2,000円程度）
食事	食事は付いていません。 キッチンでの簡単な調理が可能です。
門限	24時



学生支援室
学生支援グループ

外国人留学生へのサポート

本学では建学の理念である国際的な大学を実現するため、外国人留学生入試の実施や海外大学との学術交流協定に基づく交換留学の実施などにより、留学生の受け入れに積極的に取り組んでいます。そして、本学で受け入れた留学生の学修や日本での生活がスムーズに進むよう、各種手続きへの対応補助や奨学金制度を紹介するなど、さまざまなサポートを行っています。

外国人留学生のサポートは国際交流推進センターが担当しています。生活に関すること、査証（ビザ）に関すること、奨学金に関することなどの相談があれば、気軽に国際交流推進センターに来てください。

- 在留資格の変更と更新
在留期間更新は3カ月前から可能です。手続きを忘れないように注意してください。
- 国民健康保険への加入
住民登録の際に市役所・区役所等で手続きをしてください。医療費の自己負担が30%になります。なお、毎月必ず保険料を支払ってください。
- 留学生在籍確認等
災害時等の安否確認やさまざまな情報を提供するため、定期的な在籍確認を行っています。半年に1度（各学期初め）、必ず留学生名簿登録票を提出してください。また広島を1週間以上離れる場合や日本を出国する際は、必ず旅行届を提出してください。
- アルバイト
本学では、留学生の皆さんにも日本人学生と同様にアルバイト求人情報を提供しています。（講義棟2階ロビー掲示板及び学生支援グループのカウンターに求人票を掲示又はファイルしています。）
- 奨学金
外国人留学生を対象とした奨学金は、大学に募集依頼があり次第、掲示板及びウェブサイトにてお知らせします。登校、下校時に必ず掲示板を確認するようにしてください。

ハラスメントの防止対策に関する取り組み

本学では、セクシュアル・ハラスメントを含む、学内のハラスメントの発生防止を図るため、教職員 10 名をハラスメント相談員に任命し、苦情の申出や相談に応じています。

あなた自身が、あるいは友人がハラスメントの被害にあっていると思ったときは、勇気を出して相談員に連絡してください。相談員の氏名・連絡先は講義棟入口の掲示板上に掲示し、ウェブサイトにも掲載しています。所属学部に限らず全学からの相談を受け付け、プライバシーは遵守します。

1 ハラスメントとは

ハラスメントは、安全で適切な環境の下で就学・就労することを阻害する行為です。

ハラスメントは、被害にあった個人に、心身の不調や本意な進路変更などの深刻な影響を与えます。周囲の人が信じられなくなったり、その結果、休学（休職）や退学（退職）につながったりすることもあります。

ハラスメントには、さまざまな態様があり、典型的な例として、次のような場合が想定されます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就学上の不適切な言動

2 ハラスメントをなくすため

ハラスメントをなくすためには、大学に関わるすべての人々が、お互いの人格を尊重し、快適な環境で就学・就労が行えるように、ハラスメントを正しく理解し、他人が嫌がる行為をしない・させないことが大切です。

3 ハラスメントを受けたと感じたとき

◆ 嫌なことは、相手に対してはっきりと意思表示しましょう。

相手が目上の人や上級生であっても嫌なことは勇気を持って拒否しましょう。自分の意思をはっきりと相手に伝えることが大切です。

◆ すぐに誰かに相談しましょう。

自分一人で言えないときには、相談員や身近な信頼できる人に相談しましょう。相手に伝えることができなくても自分を責めないようにしましょう。

◆ 自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら勇気をもって助けてあげましょう。

相談に乗ってあげたり、被害者の証人になったり、相談員のところへ同行してあげましょう。

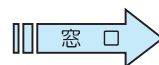
相談員はあなたの味方です。あなたの名誉やプライバシーを守りますので、安心して相談してください。

○ ハラスメント相談窓口

本学には 10 名のハラスメント相談員がいます。皆さんが信頼する相談員に相談してください。

ハラスメント相談員の連絡先は、本学ウェブサイト「キャンパスライフ」-「困った時の相談窓口」内の「ハラスメントの防止」をご覧ください。

<https://www.hiroshima-cu.ac.jp/campuslife/category0006/content0011/>



総務室
総務グループ

理事長（学長）への提言メール

理事長（学長）への提言受付用のメールアドレスを開示しています。法人及び大学運営に関する建設的な提言をお聞かせください。

○ 理事長（学長）への提言メール

teigen@m.hiroshima-cu.ac.jp

なお、提言メールは本学の学生のみが利用できます。



企画室
企画グループ

国民年金への加入

○ 国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、「学生納付特例制度」が設けられています。申請書の提出先は、住所地の市区町村の国民年金担当窓口等（郵送による提出も可能）です。なお、本学でも申請を代行できますので、必要書類を持参のうえ、学生支援室学生支援グループで申請してください。

【本学で申請する際の提出書類】

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
 - ・学生証のコピー又は在学証明書（原本）
 - ・「年金手帳（氏名記載のページ）」の写し
- ※マイナンバーで申請する場合は別途書類が必要

○ 対象者

大学（大学院）に在学する学生等であって、学生本人の前年の所得が一定以下（※）であるとき。

※ 2019年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

○ 学生納付特例の承認を受けると

1 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されます。

2 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること（追納）をおすすめします。

学生納付特例期間については10年以内であれば、保険料を追納することができます。卒業したら、忘れずに追納してください。

○ 届出が遅れた場合

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することとなっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。



学生支援室
学生支援グループ

後援会

広島市立大学後援会は、本学の教育事業を援助し、本学の円滑な発展に寄与することを目的として設立された団体で、学生の保護者の皆さんから納めていただいた会費等によって運営されています。

後援会では、学生の皆さんの福利厚生増進、学生生活の充実のため、次のような事業を実施しています。

○ 学生教育研究災害傷害保険（学研災）等への加入

授業や課外活動等の教育研究活動中に、学生が怪我等不慮の災害に遭遇した場合に、保険金が支給できるように、後援会加入者は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）等に自動的に加入しています。なお、通学中のケガ等や教育実習・インターンシップでの賠償補償にも対応しています。

○ 学生課外活動団体助成制度

クラブ・サークル等として認定された団体に対して、一定の基準に基づいて活動費の一部を助成します。

○ 学生課外活動団体特別助成制度

会費及び学生課外活動団体助成制度で賄えない高額な備品で、早急にそのクラブ活動を維持するために整備する必要があり、かつ、一定の基準を充たすものについて助成します。

○ 大会出場助成

クラブが予選を勝ち抜いて全国大会等に出場する場合、一定の基準に基づいて交通費等の一部を助成します。

○ 備品の貸出

次の備品を貸出ししています。

◆キャンプ用品

テント、シュラフ、RVマット、クーラーボックス、バーベキューセット、ベンチ、テーブル チェア、大鍋、飯ごう、クッカーセット、ランタン、包丁・まな板セット、ブルーシート 他

◆視聴覚機器

拡声装置（マイク・アンプ）、メガホン

◆運動用具等

ソフトボール用具、テニス用具、バドミントン用具、バレーボール、サッカーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、フリスビー

○ 自主研究活動・創作活動等助成制度

「学会発表」、「公募展出品」、「研究発表会開催」、「個展・グループ展開催」などの費用を助成します。

○ 学生生活法律相談の受付

学生生活を送るうえで、法的アドバイスを必要とする時に、「紙屋町法律相談センター」での法律相談を自己負担なく受けられるよう費用を助成します。

利用を希望する場合は、事前に申込みが必要ですので、必ず後援会事務局にお問い合わせください。

○ 国際交流活動助成制度

国際理解を深めるため、外国人学生等との交流会を実施する場合にその経費の一部を助成します。

○ 就職支援事業

企業見学や合同企業セミナーに参加するツアーを実施したり、企業の経営者等を招いて情報交換会を開催したり、遠方で開催される企業説明会等への交通費を一部助成したりするなどの就職支援を行っています。

○ 卒業記念事業

卒業生に卒業記念品及び卒業アルバム（非売品）を作成・配付します。また、卒業式の後、卒業祝賀会を開催します。

詳しくは後援会のウェブサイトをご覧ください。

<http://kouenkai.hiroshima-cu.jp>



学生支援室
学生支援グループ

同窓会

広島市立大学同窓会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長を図ると共に本学の発展に寄与することを目的として設立された団体で、皆さんが入学時に納めていただく会費等によって運営されています。

在学中は学生会員、卒業・修了後は正会員となります。

○ 活動内容

- ◆ 同窓会会員の情報管理
- ◆ 「同窓会だより」の発行・送付
- ◆ 総会等の開催
- ◆ 後輩の就職支援（OB・OGアドバイザーなど）
- ◆ クラブ・サークル等における交流助成
- ◆ ホームカミングデー、懇親会等の開催

詳しくは同窓会のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/dosokai/index01.html>



学生支援室
学生支援グループ

海外渡航届の提出について

広島市立大学では、学生の皆さんが海外でトラブルに遭った場合に備え、状況確認ができるよう「海外渡航届」の提出をお願いしています。

「海外渡航届」には海外で使える電話番号やメールアドレス、国内の緊急連絡先、渡航スケジュールなどを記入します。

万一、皆さんが事故や犯罪に巻き込まれた際、迅速に状況を把握して適切な対応をするために、渡航前に必ず「海外渡航届」を国際交流推進センターへ提出してください。

「海外渡航届」の用紙は国際交流推進センターに設置してあります。大学ウェブサイトでも入手することができます。

○ 渡航する際の注意事項

1. 文化・習慣の違い、対日感情、国際情勢の動向や流行病など、渡航先についての最新情報を調べておく。
 2. 海外旅行保険に必ず加入する。（海外では治療費等が高額となる場合があります。補償内容を必ず確認してください。）本学のプログラム等で渡航する際は指定の保険会社の保険加入が条件となっています。この場合も補償内容を確認してください。
 3. 常備薬を持参する、予防接種を受けておくなど、健康管理に努める。
 4. パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難など、トラブルに遭った際の対処・手続きを確認しておく。
- ※ここに掲げた事項は、最低限、注意しておくべき事項です。

○ 参考リンク集

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
- ・外務省「国・地域」ページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/>
- ・FORTH 海外で健康に過ごすために（厚生労働省）
<https://www.forth.go.jp/>
- ・世界の医療事情（外務省）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>



国際交流推進センター

